

返り点を正しく打つために

—— 現行返り点法の要領 ——

古田島洋介*

まつたく迂闊な話である。すでに拙稿「返り点をつかむ」(平成十四年⁽¹⁾)において返り点の本質的な諸問題を論じ、また本誌第十一号(平成十五年)所載の拙稿「訓読文を読む順序」において訓読文を読むさいの諸規則を示した。正直なところ、これで現行の返り点に関しては能事畢れりと思つてゐたのである。

ところが、である。「読む順序がわかつてゐれば、返り点を付けることなど造作もない。そのあたりの参考書を見れば書いてあることばかりで、それに従ひさへすれば、ただ機械的に処理できることだ」と高を括つてゐたのだが、実は然らず。この二、三年、返り点の打ち方について何かと理解の行き届かぬ場面に出くはすことが増えてきた。我が本務校のみならず、非常勤先の大学でも、返り点の誤りが目立つやうになつてゐる。また、昨年(平成十七年)七月下旬、某大学通信教育部の夏期スクーリングに出講したときも、返り点の打ち方に対する理解不足が目についた。ちよつと要領を説明すると、「さういふことだつたのか」と感

心されるので、かへつて申し訳ない気がしたくらゐである。

そこで、本稿に現行返り点法の要領をまとめて示し、関係各位の参考にするにとする。上掲の「返り点をつかむ」が本質論、「訓読文を読む順序」が訓点付き漢文を読む消極的実用論だとすれば、本稿は自ら返り点を打ちにゆく積極的実用論といふわけだ。

なほ、念のために断つておけば、以下の内容はすべて現行の返り点に関する論議で、往時の返り点とは話が別である。管見に入るかぎり、昭和四十年代あたりまでは返り点にも揺れがあり、人によりけりといふ部分があつた。しかし、現行の返り点法に従へば、ほぼ例外なく、だれが打つても同じ返り点になる。むろん、「ほぼ例外なく」と言ふ以上、多少の例外はあり得るわけだが。

一 大原則

まづ確認しておくべきは、「無点順行の大原則」だ。「無点順行」とは「点無くんば順行せよ」、すなはち、返り点がないかぎり、ただ文字の順序に従つて上から下へ進め、との意味である。

孔子^{ハナリ}聖人

御覽のとほり、返り点が一つもない。となれば、ひたすら上から下へ「孔↓子↓聖↓人」と読み進めるわけだ。漢文が縦書きの文章である以上、これは縦書きの生理に従つたまでの話で、馬鹿馬鹿しいと思ふ向きもあるだらう。

しかし、返り点を打つ身にとつて、これは大前提とも称すべき最も重

返り点を正しく打つために

古田島洋介 * 言語文化学科 教授 日中比較文学

要な大原則だ。なぜなら、この大原則は、裏を返せば、「上から下へと読み進めてゐるあひだは、一切返り点を打つてはいけない」との趣旨になるからである。

実際、なまじひに返り点の補助符号たる連続符号（後述）を覚えると、やたら熟語に連続符号を打ちたがる学生が出てくる。さすがに「孔子」は固有名詞なので抑制が働くとしても、「聖人」は普通名詞ゆゑに何かしら手をほどこしたくなり、次のやうに連続符号を打つ者が必ず存在するのだ。

*孔子^ハ聖^ナ人

（*は非文。本稿では返り点法の誤りを示す。以下、同じ）

江戸時代の話であればいざ知らず、現行の返り点法では、この種の連続符号は不要、付ければ誤りとされる。要するに、「上から下へと読み進めてゐるときは、何も手を触れるな」といふことだ。

二 原則

では、いざ返り点を打つ場面を迎へたら、どのやうな心構へで臨めばよいのだろうか。これには「逐字逆行の原則」、すなはち「字を逐つて逆行せよ」との原則がある。一つひとつの字を逐ひつつ、下から上へと返り読みするわけだ。これまた馬鹿げたやうな原則だが、肝腎なのは、語を逐つて返読するのではなく、字を逐つて返読するといふことである。たとへば次の「五十歩を以て百歩を笑ふ」と訓読する一文だ。まづは正しい返り点を示しておく。

以^テ五十歩^ヲ笑^フ百歩^ニ

どうといふこともない返り点のはずだが、実際には次のやうな返り点を打つ学生がゐる。

*以^レ五十歩^ヲ笑^レ百歩^ニ

*以^ニ五十歩^ヲ笑^ニ百歩^ニ

いづれも「五十歩」「百歩」に不要な連続符号を付けてゐる点で誤りだ。特に右側の誤用例は、レ点の規定（後述）に違反してゐる点でも重罪だらう。

しかし、注意しておくべきは、このやうな誤りが、語を逐つて返り点を付けるといふ誤つた認識から生じてゐるかと思はれることだ。つまり、訓読「五十歩を以て百歩を笑ふ」を耳にしたとたん、「五十歩」といふ語から「以」の語へ、「百歩」といふ語から「笑」の語へ返すのだと誤解してしまふらしいのである。その証拠に、次のやうに返り点を打つて、正しいか否かを問ふと、意外にも答に窮する学生が少なくない。

*以^ニ五十歩^ヲ笑^ニ百歩^ニ

まづは一二点で「五十歩」から「以」に返し、さらに三四点で「百歩」から「笑」にもどる、何がいけないのか、と問ふわけだが、たいていは「一二点の下に三四点があつて、二↑一／四↑三」となるのは奇妙だ。ふつうは四↑三↑二↑一のやうに、下から上へと一二点が逆

行してゆくはずだ」と答へるのが関の山である。たしかに、それでも正解だ。これこそ「加点逆行の規定」(後述)なのである。しかし、強引に「形式上は奇妙だらうと、これでも五十歩を以て百歩を笑ふ」と読めるではないか」と決めつけると、まづ反論が返つてこない。それでも読めると誤解してしまふのである。

だが、すでにお気づきのとほり、三四点まで用ゐた右の返り点は明らかに誤りだ。なぜなら、一・二点は、「一点の付いた字を読んだら、次に二点の付いた字を読め。もし三点があれば、二点の付いた字の次は三点の付いた字に進み、さらに四点があれば、三点の付いた字の次は四の付いた字に進め」といふ意味の符号だからだ。つまり、右の一文は、一・二・三・四に從つて読み進めるかぎり、「五十歩を以て歩を笑ふ」となつてしまひ、「百」字が読めなくなつてしまふのである。

なぜ学生は右のやうな誤りに気づかないのか。それは、おそらく「五十歩」といふ語から「以」の語へ、「百歩」といふ語から「笑」の語へ返すのだと誤解してゐるため、結果として、「五十歩」「百歩」をそれぞれ返り点で挟み付ければよいと考へてゐるからなのだらう。なるほど、とにかく「五十歩」と「百歩」を返り点で挟み付けさへすれば、「以／五十歩／笑／百歩」のごとく単語が分かれ、〈前置詞「以」十名詞「五十歩」＋動詞「笑」＋目的語「百歩」〉といふ構文分析そのものは明確となる。しかし、構文分析の呈示は返り点の効用と称すべき副産物であり、返り点それ自体の目的は、あくまで訓読の順序を指示することにある。要するに、返り点を付けるときは、「五十歩」といふ語から「以」の語へ、「百歩」といふ語から「笑」の語へ返すと考へるのではなく、「五十歩」の「歩」字から「以」字へ、さらに「百歩」の「歩」字から「笑」字へ返すといふ意識を働かせなければいけないのだ。これこそが

「逐字逆行の原則」である。この原則さへ徹底すれば、かなりの誤りが防げるだらう。返り点は、語単位ではなく、字単位で付けてゆくのが骨法なのである。

ここで説明を加へておけば、例の連続符号についても、字単位の考へ方が重要である。たとへば「天下を三分す」の場合――

三分天下

「下」から「三」に返るのであるから、「下」に一点、「三」に二点を付ける。当然すぎるほど当然の話だが、実のところ、「三分」といふ語を意識するあまり、次のやうな誤つた返り点をほどこす学生が少なくない。

*三分天下

これでは、一・二点が「下」から「分」へ返れと指示してゐることになつてしまふ。とにかく、「下」から「三」に返る以上、「下」の一点、「三」の二点は動かしやうがない。「天下」から「三分」に返るものと、語単位で考へてはいけないのである。あくまでも字単位で考へ、「下」から「三」に返るのだと、字の順序を逐つて返り点を付けるわけだ。

ただし、一・二点を掛けただけでは、「三分」が切断されて、「分天下を三」と読むことになつてしまふ。そこで、「三分」二字の切断を防ぐべく、そのあひだに連続符号を付ける。これでめでたく「天下を三分す」と読めることとならう。上から下へと読む「三分」に連続符号を付けるのであるから、一見「無点順行の大原則」を踏みにじるかのやうだが、

連続符号は返り点の補助符号であり、返り点そのものではない。単に「三分」が二点によつて切断されるのを防いでゐるわけだ。

ついでに、連続符号について二つの注意を記しておかう。

一つめは、連続符号を絶対に省略してはいけないといふことだ。今なほ漢文関係の参考書や問題集には、連続符号は「なくても誤りではない」だの「省略されることが多い」だのと記してゐるものが少なくない。いささか無神経ではあるまいか。右の一文を連続符号なしに「三分天下」と示し、「分天下を三」と読んでしまふやうな学生を嘲笑ふとは、悪趣味以外の何物でもなからう。往時であればいざ知らず、漢文に習熟すべき十分な余裕のない現今、返り点の補助符号たる連続符号は絶対に省略してはならないのである。訓読の順序を正確に指示するのが返り点の役割だ。学生もそのやうに心得て返り点を付け、また返り点を逐ふはずである。実際、さう心得るやう指導しておきながら、時に連続符号を省略して肩透かしを食はせるとは、野球の隠し球に優るとも劣らぬ卑怯な行為であらう。他人が連続符号を省いて記した訓読文を読むのであればいざ知らず、自ら返り点を付けたときは、絶対に連続符号を省略してはならない。

二つめは、指導にさいして、「熟語に連続符号を付ける」と繰り返さないことだ。たしかに、最終的には熟語もしくは熟語扱ひする語の字間に連続符号を付けるのだが、これを強調しすぎると、必ず左のやうに誤つて連続符号を付ける学生が少なからず出現する。

*三分天下

「天下」も熟語なのだから連続符号を付けなければいけない、と誤解

してしまふのである。たしかに、江戸時代であれば、このやうな符号も珍しくない。しかし、現行の返り点法では、先に掲げた「無点順行の大原則」によつて、「天下」はそのまま「天↓下」と読むことに決まつてをり、敢へて「天↓下」とする必要はまつたくない。奥平卓『漢文の読みかた』（岩波ジュニア新書、岩波書店、昭和六十三年）一一頁は、連続符号を「熟語記号」と呼ぶが、これは誤解を招きかねない呼称であらう。どうしても熟語といふ語を名称に用ゐるたければ、「熟語切断防止符号」と称すべきだ。かうした長々しい呼び方を嫌つて、ここまで記してゐるとほり、私自身は「連続符号」と称する習慣だが、熟語に対してやたらに連続符号を付ける弊を防ぐやう、説明の仕方には注意せねばなるまい。

なほ、返り点によつて切断されてしまふ語に連続符号を付ける以上、通常、連続符号は返り点と同居することになる。右の例でも、連続符号が二点と同じ位置に付いてゐるのは、一目瞭然だらう。ただし、一切の例外なしかと言へば、然に非ず。かなり特殊な例ではあるが、次のやうな場面も生ずる。訓読は「之を奴僕視す」。

奴「僕」視之

例によつて字を逐ひ、「之」から「奴」へは二点で返る。けれども、そのままでは「僕視之を奴」となつてしまふので、「奴」と「僕」のあひだに連続符号を付け、それでも「視之を奴僕」となつてしまふため、さらに「僕」と「視」のあひだにも連続符号を入れる。これで「奴僕視」三字の切断が防げるわけだ。けれども、結果として、「奴僕」間の連続符号は二点と同居してゐるものの、「僕視」間の連続符号の左には

返り点がない。稀ながらも、かうした例が存在するのである。

以上が「逐字逆行の原則」だ。連続符号が登場する場合でも「逐字逆行の原則」が貫かれてゐることは、特に重要かと思ふ。とにかく、語単位ではなく、字単位で付けるのが現行の返り点の骨子なのである。

もつとも、語単位の場面が皆無かと言へば、実は例外的に語単位で考へざるを得ない場面も一定の条件下で出現する。これについては後述することとしよう。

三 各種の規定

さて、「無点順行の大原則」と「逐字逆行の原則」を確認したところで、いよいよ返り点の具体的な用法上の規定である。これについては、レ点とその他の点とを分けて考へるのが便利だらう。といふのも、独りレ点のみは、他の点と符号の性質が異なるからだ。レ点は「A^レB」のやうに一つ用ゐただけで、「BからAに返れ」との指示が下せる。すなはち、一つのレ点によつて、起点Bと終点Aが同時に示せるわけだ。けれども、その他の二点などは「A^レB^レC^レ」のごとく用ゐて、「CからAに返れ」との指示を下す。つまり、起点Cと終点Aにそれぞれ符号を用ゐるため、常に複数個の符号が必要なわけだ。したがつて、レ点とその他の点は分けて理解しておくほうが便利なのである。

ア レ点の規定

現行の返り点法で最も厳格な性質を持つのがレ点の規定である。意識のうへでは、ほとんど唯一の厳格な規定とまで考へておいてよいだらう。一見、レ点は印象が軽く、最も容易な返り点に見える。しかし、学生た

ちの付ける誤つた返り点の大半が、このレ点に関する規定違反から生じてゐるのだ。規定それ自体は簡素の極み、次のやうなものである。

連続した二字の順序を転倒させる場合は、レ点を用ゐる。

巷間の参考書は一般に「下の一字からすぐ上の一字に返つて読む」と説明してゐる。一応は、それでもよい。ただし、私が見るところ、「すぐ上の一字」を曖昧に受け取る学生もをり、「A^レB^レC^レ」とすべきを、勝手に「CからBの一字を飛び越えてAに返るくらゐなら、やはりAも〈すぐ上の一字〉に入るだらう」と決めつけ、「*A^レB^レC^レ」のやうにレ点を打つたりする。かうした誤解（ほとんど曲解に似るが）を防ぐやう、右のごとく条件について一層の明確化を図り、「連続した二字」と規定しておくのが適切かと思ふのだが、果たして如何なものだらうか。ただし、右の規定を見ても、何が厳格なのか、すぐには理解し兼ねるだらう。実は、この規定には、レ点の用法をさらに厳密に規定すべく、二つの付帯事項が存在する。

- ① 連続した二字の順序を転倒させる場合以外に、レ点を用ゐてはならない。
- ② 連続した二字の順序を転倒させる場合は、レ点以外の返り点を用ゐてはならない。

先の規定とこの二つの付帯事項が相俟つて、レ点の用法に強い制約が課される。要するに、レ点は連続した二字の順序を転倒させる場合にのみ打つこととなり、それ以外の場面で登場することはなく、また、他の

返り点にレ点の機能を代替させることはできない、といふわけだ。以下、レ点の規定を確認すべく、具体例を三つ観察してみよう。

まづは「備へ有れば患へ無し」だ。

有レ備無レ患

「備へ有れば」は連続した「有備」の二字を、「患へ無し」も連続した「無患」の二字を転倒させてゐる。したがつて、それぞれレ点を付けて返さねばならない。

次は「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」に返り点を付けてみよう。

民可レ使レ由レ之、不レ可レ使レ知レ之

いきなり「可使由之」の四字を順繰りに返さうとすると、間違へる危険が生じる。「之に由ら」は連続した「由之」二字の転倒、また「由らしむ」は連続した「使由」二字の転倒、さらには「しむべし」も連続した「可使」二字の転倒と考へ、それぞれをレ点で返してゆけば、決して誤りは生じまい。後半の「之を知らしむべからず」も、連続した二字を地道に転倒させてゆけば、自づから四つのレ点を付けることになる。もう一つ、「己れに如かざる者を友とすること無かれ」は、どうなるだらうか。

無レ友三不レ如レ己者

「己れに如かざる」は、右と同様の要領だ。連続した二字「如己」を、次いで連続した二字「不如」を転倒させるのだから、レ点以外の点を付ける余地はない。「者」から「友」への返読は、連続した二字ではないので、レ点は不可。一二点で返すことになる。問題は、「友とすること無かれ」だ。下から一二点で返つてくれば、勢ひ、手拍子で次のやうに三点を打ちたくなる。

*無三友三不三如三己者

しかし、これは「無友」といふ連続した二字を二点と三点で返してゐるので、前掲の付帯事項②に違反する。現行の返り点法では、連続した二字を転倒させたければ、如何なる理由があらうと、必ずレ点で返さねばならない。このレ点に関する規定を忠実に遵守しさえすれば、学生の誤つた返り点は大幅に減少するものと確信する。

イ 一二点・上中下点……の規定

レ点を前述のやうに規定すれば、一二点・上中下点・甲乙点・天地人点は、次のやうに規定できよう。

連続した二字以外の順序を転倒させる場合は、一二点・上中下点……を用ゐる。

これについても、巷間の参考書は、一般に「二字以上を隔てて下から上に返つて読む」と説明してゐることが多い。しかし、この説明は、先に示したレ点に関する説明「下の一字からすぐ上の一字に……」に比べ

てもはるかに曖昧で、甚だ感心しない。たとへば、「故郷を思ふ」の場合――

思_二故郷_一

「郷」から上に向かひ、「故」を飛び越えて「思」に返るわけだが、これを「二字以上を隔てて」と表現するのは、果たして正確な日本語だろうか。二字以上を隔てるのであれば、「思_二其故郷_二」(其の故郷を思ふ)のごとく、「其故」の二字を飛び越えて上に返ると受け取るのが正常な言語感覚ではあるまいか。私自身、高校生のとき以来、「二字以上を隔てて」といふ説明には、常に引つ掛かりを覚えてきた。「思_二故郷_二」ならば、「故」の一字を隔ててゐるだけではないかと。

このやうな気持ちの悪さを解消するには、前掲のレ点の規定「連続した二字の順序を転倒させる場合は……」を利用し、それ以外の場合には一二点・上中下点……を用ゐる、と規定してしまふはうが、はるかに明快だらう。実際、これまでの経験に鑑みても、このやうな規定で不便は生じないものと愚考する。

もつとも、一二点・上中下点・甲乙点・天地人点のごとく、点の種類が多いため、この規定を単純に適用するだけでは、さすがに捌きが利かない。各点内部の規定のみならず、各点間の相互関係についての規定をも設けておく必要がある。

(1) 各点内部の規定

ここに謂ふ各点内部の規定とは、一二点であれば、一二点そのものの使ひ方に関する規定、上中下点ならば、上中下点それ自体の用法に関は

る規定である。甚だ単純な常識だが、平凡だからといつて侮るのは禁物だ。

一二点以上の返り点は、名称こそ一二点・上中下点・甲乙点・天地人点と呼ぶ。しかし、実際に返り点を加へるさいは、左のやうに、下から上に向かつて逆行してゆくのがふつうである。

……↑四↑三↑二↑一
 下↑中↑上
 ……↑丙↑乙↑甲
 人↑地↑天

この形式上の規定を「加点逆行の規定」と称しておきたい。先に「*以_二五十歩_一笑_二百歩_一」が誤りであることを説明したが、たしかに学生たちが口にしたやうに、かうした返り点は形式の上でも規定違反なのである。

ただし、かなり特殊な返り点が要求される場合は、この「加点逆行の規定」にも例外が生ずる。これについては後述することとしたい。

なほ、言ふまでもなく、上中下点は、上・中・下の三つの点を用意した返り点だが、二つだけ使ふときは、上・中ではなく、上・下を用ゐる。時として誤解してゐる学生が見られるので、これを明確にすべく、次のやうな注意事項を添へておくのが得策だらう。

・上中下点と天地人点には、それぞれ上・中・下、天・地・人の三つの点が用意されてゐる。ただし、二つだけ使ふときは、上中下点は上・下、天地人点は天・地を用ゐる。

(2) 各点間の相互関係の規定

さて、次は各点間の相互関係の規定である。これも単純な話で、一二点の外側に上中下点、その外側に甲乙点、さらにその外側に天地人点を掛けるといふだけのことにはすぎない。つまり、各点間に、小たる一二点から大たる天地人点へと拡張されてゆく包含関係が成り立つのである。実際には、次のやうな形式を取る。



この形式上の規定を「包含関係の規定」と名づけておかう。煩を避けて省略したが、上中下点の midpoint を用いた場合、中点は一二点の下にも上にも出現し得る。とにかく、各点が、自身よりも下位の点を包み込むやうに位置すればよい。

ただし、この「包含関係の規定」は、意外にも学生に徹底しづらい憾みがある。先に掲げた例を用いて示せば、左のやうな誤用例が跡を絶たない。

*以_三五十歩_二笑_下百歩_上

これは、上下点が一二点を包み込んでゐないので、「包含関係の規定」に違反する。かうした誤謬を防ぐために、次の二つの付帯事項を設けては如何だらうか。

- ①各点間の並列関係は不可。
- ②各点間の交錯関係も不可。

①の並列関係とは、たとへば、一二点と上下点が包含関係を成さず、単に「二一下上」のごとく並列される場合を指す。上の誤用例は、その典型だ。

②の交錯関係とは、たとへば、やはり一二点と上下点が包含関係を成さず、「二下一上」のやうに、交錯する場合を指す。そのやうな点を付けるはずがないと見くびることなかれ。この付帯事項を設けておくと、何かと便利なのである。

なほ、場合によつては、包含関係の規定が乱れを来たすこともあり得る。これについては後述することとしよう。

さて、現行の返り点法の原則・規定の類は、以上ですべてである。以下、例外が生ずる場合とその措置とを確認し、次いで種々の例題にかうした原則・規定の類が適用されるありさまを御覧いただくこととしよう。

四 例外措置

何と言つても気になるのは、各種の原則・規定に関する例外に違ひない。ここまで先送りしてきた例外措置を一つひとつ片づけてゆかう。

(1) 「逐字逆行の原則」の例外

「逐字逆行の原則」とは、要するに、字を逐つて返り点を打てばよいとの原則であつた。けれども、連続符号を付けた熟語が中継点になる場合に限り、語単位の場面が出現する。具体的には次のやうな場合である。

訓読は「吾之に兄事することを得ん」。

吾得^三兄^一事^二之^一

返り点に慣れてゐれば、何も不思議は感じまい。字を逐つて「之」から「兄」へと一二点で返り、「兄」と「事」が二点によつて切断されぬやう連続符号を付け、さらに「得」へと三点で返る。「得」に返るさい、かつてはレ点も許容されてゐたが、現在は不可である。「得」と「事」とが連続した二字ではないからだ。

ところが、問題は、「兄事」を読んでから「得」へと返る場面である。一二点の用法の原則たる「逐字逆行の原則」によれば、二点を付けた「兄」から、三点を付けた「得」へと進むはずだ。ところが、実際は、二点の付いた「兄事」といふ語から、三点の付いた「得」に返つてゐる。字単位の考へからすれば、「事」に返り点が付くはずなのだが。ここに、例外的に語単位の場面が生じてゐるわけだ。つまり、「之」から「兄」へと返るときの二点は、字単位の考へに基づいて付けるものの、連続符号が掛かつたとたん、二点は「兄事」といふ語に付けたものと見なして語単位の考へとなり、三点で「得」に返るのである。もちろん、「得」にレ点ではなく三点を付けるのは、右に説明したやうに、「事」から「得」に返るといふ字単位の考へに基づくわけだ。

*吾得^四兄^二事^三之^一

ところが、これでは一二点が「四二二一」の順序となつてしまひ、「加點逆行の規定」に違反する。また、字単位の考へで臨めば、次のやうな返り点も付けられるだらう。

しかし、このやうに付けると、一二点と上下点が「下二上一」の順序となつて、一二点と上下点が交錯し、返り点どうしの「交錯関係は不可」との規定に違反する。

したがつて、右の例文のやうに、連続符号を付けた熟語が中継点になる場合は、さらに上へと返るとき、返り点は語単位の考へに基づいて、熟語そのものに返り点が付いてゐるものと見なすのだ。

かういふ場合に限つて「逐字逆行の原則」が乱れるのは、あまり感心できる話ではない。しかし、これが現行の返り点法の実態なのである。

「加點逆行の規定」や返り点どうしの「交錯関係は不可」との規定を守るための知恵と言へば、それまでだが。

(2)「加點逆行の規定」の例外

ただし、「加點逆行の規定」が常に厳守されるかと言へば、実はさうではない。次のごとき特殊な返り点が要求される場合は、例外措置を講ぜざるを得ないのである。訓読は「一時に比肩接踵す」。

*吾得^下兄^二事^上之^一

比^三肩接^二踵^一一時^一

「時」から「比」へは、「逐字逆行の原則」により、一二点で返る。そ

して、二点による切断を防ぐべく「比肩」を連続符号でつなぐところまではよい。ところが、さらに下の「接踵」に進むのが厄介なのだ。さすがに、次のやうな返り点を付ける気にはなれまい。

*比_肩接_踵一時_一

一二点の内側に上下点が入るため、「包含関係の規定」に違反する。しかも、上下点「上下」の順序となるので、「加点逆行の規定」にも違反してしまふ。

では、どうするかと言へば、右の(1)で述べたやうに、二点は熟語「比肩」に付けたものと見なし、さらに三点で下の熟語「接踵」へと進むのだ。むろん、三点によつて切断されないやう、「接踵」にも連続符号を付ける。結果として、一二点が「二三」の順序となり、「加点逆行の規定」に違反するが、二つの熟語が連なつた四字から成る特殊な動詞「比肩接踵」ゆゑに、この違反は例外措置として許容するのである。右の誤用例で示したごとく、上下点までも使つて「加点逆行の規定」に違反するくらゐならば、一二点の範囲で違反を収めておかうとの寸法なのだらう。いかにも御都合主義の臭ひが漂ふが、ともあれ、これを例外として許容してゐるのが実態だ。

ただし、実のところ、二畳庵主人『漢文法基礎』(増進会出版社、昭和五十二年/新訂版第三刷||昭和六十三年)⁽²⁾八二頁のやうに、右のごとき返り点よりも、左記のやうな返り点を薦める人もゐる。

比_肩接_踵一時_一

前掲の「奴_僕視_之」(之を奴僕視す)と同様の手法で、たしかに、これでも読む順序に乱れは生じない。かへつて、すつきりした印象が好ましいくらゐだ。しかし、現在は、四字から成る動詞を二字の熟語が二つ組み合はさつたものと見なし、先のやうに「比_肩接_踵一時_一」とするのが主流なのである。

ここで付け加へておけば、右とは異なり、三字の熟語扱ひの語に返り、さらに上へと返る場合も生じる。訓読は「此に楚の大夫有り」。

有_三楚_大夫_於此_一

有_四楚_大夫_於此_一

「楚大夫」をあつさり一語と見なせば、右側のやうな返り点となる。往時は「*有_レ楚_大夫_於此_一」とも付けてゐたが、現在ではレ点の規定違反ゆゑに不可である。

ただし、「楚大夫」を一つの熟語と見なすのは、いかにも無理があらう。だれが考へても「楚_十大夫」といふ修飾関係の二語による構成だからだ。そこで、左側のごとき返り点が登場することにもなる。かうした例でも、一二点が「四二三一」と並び、「加点逆行の規定」に対する違反が許容されてゐるわけだ。

いづれも、「此に楚の大夫有り」といふ訓読がもたらす複雑さであり、「楚の大夫此に有り」と訓じさへすれば、返り点は「有_三楚_大夫_於此_一」となつて、何らの問題も生じない。しかし、この一文を「此に楚の大夫有り」と読むのが、伝統的な訓読なのである。⁽³⁾

さて、ここで読者各位にお願ひしておきたいことがある。それは、「一時に比肩接踵す」の場合、たとひ「比_肩接_踵一時_一」が現在の返り

点法の主流だとしても、「比肩接踵一時」のやうな返り点をただちに不可と決めつけないでいただきたいといふことだ。試験の採点に当たり、「比肩接踵一時」が○だとすれば、「比肩接踵一時」は決して×ではなく、せいぜい△であり、最大の寛容を以て臨めば○でもよいのである。「此に楚の大夫有り」に至つては、「有楚大夫於此」と「有楚大夫於此」の双方とも可として認めるべきだらう。現行の返り点法も、そこまでは厳密な規定がないといふのが実情で、結局は人によりけりなのであるから。

(3) 「包含関係の規定」が乱れを来たす例外

例外措置の最後に、「包含関係の規定」が乱れを来たす場合を指摘しておかう。事の性質は単純で、一二点の外側に四個以上の返り点を用ゐねばならず、上中下点では不足を来たす場合、例外として、ただちに一二点の外側に甲乙点を掛けて差し支へないといふことである。次の例文を御覧いただきたい。訓読は「吾をして富貴貧賤を以て其の心を累はさざらしむ」。

使吾不以富貴貧賤累其心^甲

「賤」から「以」へは一二点で返ればよい。問題は、その外側で「心↓累↓不↓使」ともどるため、四つの返り点が必要となることだ。上中下点は、上・中・下の三つしか用意されてゐないので、どうしても点が一つ足りない。そこで、かうした場合は、一二点の次に、上中下点を飛び越えて、ただちに右のごとく甲乙点を掛けてよいのである。一二点の外側に上中下点、上中下点の外側に甲乙点といふ本来の包含関係は乱れ

るが、臨時の例外措置として許容されるわけだ。

このやうな事態が生ずるのは、理論的には無限大まで点が用意されてゐる一二点の次に、わづか三つしか点のない上中下点を掛けるといふ返り点の組織そのものに根本的な問題があるからだ。しかし、前掲の拙稿「返り点をつかむ」で論じたやうに、「返り点の組織は、理論に支へられた科学的法則体系ではなく、経験に裏打ちされた実用的慣習体系なのである」⁽⁴⁾。右のやうな事態は滅多にあり得ぬものと踏み倒し、例外措置を以て対処するのが実態だ。

なほ、右のごとく一二点の外側に甲乙点を用ゐ、さらにその外側で返り点を打つ必要が生じた場合は、上中下点を使ふことになつてゐる。上中下点と甲乙点との包含関係を完全に逆転させるわけだ。

では、もし一二点の外側に甲乙点を用ゐた外側で、四箇所以上に返り点を掛ける必要が生じたとしたら、いつたいどうするのか。上中下点でも天地人点でも点が足りない。拙稿「返り点をつかむ」で紹介したやうに、元亨利貞点といふ返り点が存在することは存在する⁽⁵⁾。けれども、万一、四箇所ではなく、五箇所以上に返り点が必要となつたら、どうすればよいのか。元亨利貞点も元・亨・利・貞の四つしかない以上、もはや打つべき返り点は存在しない。想像するだに不安な事態だらう。

ところが、実のところ、かうした疑問に対する回答は甚だあつけらんとしてをり、「そのやうな事態は生じ得ない」といふのが掛け値なしの答である。実際、私自身、そのやうな場面に出くはしたことは一度もない。さうした可能性を理論的に否定することはできないが、あり得ぬものと決めつけておいても、事実上、まったく不便を来たさないのである。やはり、返り点は、理論的な組織ではなく、経験的な組織にすぎない。あらゆる可能性を想定して組み上げた科学的法則体系ではないので

ある。

五 実践練習

では、以上の内容を踏まへて、さまざまな例題に返り点を打つてみよう。大原則や原則、そして各種の規定がどのやうに応用されるのか、その骨法を觀察していただければ幸ひだ。以下の例題①②に關する要領さへ習得しておけば、現行の返り点法について何ら不都合は生じないものと確信する。それぞれ、まづ書き下し文と白文を掲げるので、余裕あらば、御自身で返り点を付けてみていただきたい。

万一それでも対処できないやうな複雑な場面に出くはしたら、果たしてどうするか。答は簡単で、ここまでに示した原則や規定に違反しないやうに、また例外措置にも注意して返り点を付け、どう見ても二種以上の返り点が可能な場合は、自身の判断で適当に選んでおけばよい。右に述べたとほり、現行の返り点法とて、徹底した厳密さを誇る理論的体系ではないのだから。

①其の旁かたはらに一胡兒この善馬ぜんばに騎のる有みるを睨みる

睨 其旁有一胡兒騎善馬

「其の旁に一胡兒の善馬に」までは、上から下へと進んでゐるだけであるから、「無点順行の大原則」どほり。何も触つてはいけなない。「其旁／一胡兒／善馬」のごとく途中で切れ、それぞれ「有／騎」を飛び越えてゐるが、気にすることはなない。とにかく、上から下へと読み進めてゐる

るかぎり、手出しをしてはならぬ。あわてて「一胡兒」「善馬」などと連読符号を付けたりはいけなないのである。

「善馬に騎る」から返り読みが始まるが、ゆめゆめ「善馬」といふ語から「騎」に返ると考へてはいけなない。さもないと、つい「騎善馬」のやうな誤りを犯してしまふ。あくまで「逐字逆行の原則」に則つて、「馬」字から「騎」字に返ると考へ、連続した二字ではないゆゑ、「騎善馬」と二点を付ける。

そして、さらに「騎」字から「有」字に、加へて「有」字から「睨」字へと返読するのであるから、二点をそのまま延長し、「有」に三点、「睨」に四点を付ければよい。正解は次のやうになる。

睨 其旁有一胡兒騎善馬

一二点といふ名称を誤解して、一点と二点を付けたら次は上中下点だと決めつけ、左のやうな返り点を付けたらすると、ただちに誤答となる。

*睨 其旁有一胡兒騎善馬

これでは、一二点と上中下点が「下中上二一」のごとく並び、両者が包含關係を成さず、並列關係となつてしまふ。つまり、「包含關係の規定」付帯事項①に違反するから不可なのである。

②何人なんびとか故園こゑんの情なさけを起おこさざらん

何人不起故園情

「何人か故園の情を」は、上から下へ読み進めてゐるので、やはり「無点順行の大原則」に則り、何も手を着けない。「情を起こさ」から返読が開始される。ここでも、「故園の情」といふ語から「起」に返るものと考へてはならぬ。「故園」または「故園情」のごとき連続符号は、まったく無用である。とにかく、「情」字から「起」字に返るのだと、字単位で考へることだ。

この「情」と「起」は連続した二字ではないので、「情」に一点、「起」に二点を付けておく。ただし、続く「起こさざらん」については注意が必要だ。手拍子で「不」に三点を付けてはいけない。「起こさざらん」は、連続した二字「不起」を転倒させるのだから、レ点以外の返り点を使用することは許されぬ。上下に異なる返り点があれば、連続した二字はレ点で転倒させなければならない。正解は次のやうになる。

何人不起故園情

③ 老いの將に至らんとするを知らず

不知老之將至

「老いの將に至らんと」までは、例によつて「無点順行の大原則」により、何も触らない。「至らんとするを」から返り読みが始まる。このサ変動詞の連体形「する」は、再読文字「將」の左側の読み、すなはち再読だ。再読文字については、右側の読み、すなはち初読は返り点に無関係であり、左側の読み、すなはち再読だけが返り点に従ふ。したがつ

て、「至」から「將」に返つて「至らんとするを」と訓読するわけだが、当該二字は連続してゐるため、必ずレ点で返すことになる。そして、さらに「するを知ら」となるので、「將」に一点、「知」に二点を付ければよい。結果として、「將」の左下に一レ点が付くこととなる。最後の「知らず」は、連続した二字「不知」を転倒させるのであるから、これもまたレ点を打たねばならない。正解は左のやうになる。

不知老之將至

ここで、「一レ点」のごときレ点と他の点との組み合わせ、すなはち複合返り点について、二つの注意事項を記しておく。

第一は、右で見たやうに、レ点を付け、一点をも付けた結果、たまたま一レ点が登場するといふことだ。つまり、複合返り点は、地道に返り点を打つた結果として現れるものであり、決して一レ点といふ独立した特殊な返り点が存在するわけではない。結果として返り点が二つ同居してゐるから複合返り点と呼ぶにすぎず、取り立てて特別な機能を備へてゐるといふ話ではないのである。

第二は、複合返り点は、常にレ点と他の返り点の第一符号（一点・上点・甲点・天点）とが組み合わせはさるだけで、他の組み合わせはあり得ないといふことだ。要するに、複数の返り点が同居する現象は、次の四つだけに限られる。

一レ点 上レ点 甲レ点 天レ点

これ以外の複合返り点は存在しない。二レ点・下レ点・乙レ点・地レ

点などは、すべて不可である。ましてや、上二点・甲下点・天乙点などが存在しないことは言ふまでもない。

なぜ、さうなのか。一見、最もあり得さうな二レ点について説明してみよう。実際、もし次のやうに二レ点を掛けたら、どうなるか。

A^レB^レC^レD^レ

レ点の指示に従へば、B^レ↓Aと返ることになる。ところが、一二点の指示に従へば、D^レ↓Aと返り読みせねばならない。結果として、BからAに返るのか、それともDからAに返るのか、Aへの返り読み経路が分裂してしまふのだ。下レ点・乙レ点・地レ点なども、すべて同様の理由で排斥される。煩を避けて具体的な説明は省略するが、上二点・甲下点・天乙点などは、いづれも「包含関係の規定」違反その他によつて排斥できる。どういふわけか、平気で二レ点や下レ点を打つ学生が跡を絶たない。要するに、きちんと字を逐つて返り点を打たぬから、存在しないはずの珍妙な複合返り点が立ち現れるのだ。

④猶^なほ水の東西を分かつこと無きがごときなり

猶水之無分於東西也

これまた例の「無点順行の大原則」により、「猶ほ水の東西を」までは、何も手を触れてはいけない。途中で字を飛び越えようが、置き字があらうが、とにかく上から下へ進んでゐるあひだは、手出し無用である。「東西を分かつこと」から返り読みが開始される。これについても、

「東西」といふ語から「分」に返るものと理解してはならぬ。あくまで「西」字から「分」字に返読するのである。となれば、「西」に一点、「分」に二点を付けるのは容易だらう。

問題は、次の「分かつこと無きが」である。下から一二点が逆行してきてゐるのを見ると、つい「無」に三点を打ち、さらに再読文字「猶」の再読「ごとき」に返るため、「猶」に四点を打ちたくなる。実際、かつてはそのやうな返り点も許容されてゐた。読みやすいことはたしかである。

*猶^な水之無^な分^な於^な東西^な也

ところが、現行の返り点法は、かうした返り点を許さない。レ点の用法が厳格に規定されてゐるからだ。すなはち、「分かつこと無きが」は連続した二字「無分」の転倒であるから、絶対にレ点を打たなければいけないのである。

では、さらに「無」から「猶」へは、どのやうに返るのか。上下点を打つと、左のやうになる。

*猶^な水之無^な分^な於^な東西^な也

これが不可なのは、ただちに察せられるだらう。返り点が「下上レ二一」となり、上下点と一二点が並列関係になつてしまひ、包含関係を成してゐないからだ。

では、上下点をあきらめ、一二点をそのまま延長して三四点を使ふと、どうなるか。

* 猶_四水之無_レ分_二於_三東西_一也

これも不可である。存在しないはずの「三レ点」が現れてゐるからだ。レ点に従つても「分↓無」、二三点の指示に従つても「分↓無」と返ることになり、指示が重複してしまふうへ、そもそも連続した二字「無分」の転倒には必ずレ点を打つことになつてゐるのだから、二三点で返すことは決して許されないのである。

さて、どうするか。実のところ、すべての原則・規定に違反せずにするのは、左のごとき返り点のみである。すなはち、これが正解だ。

猶_三水之無_レ分_二於_三東西_一也

なんとも読みづらいが、仕方ない。かつて行はれてゐたやうに、下から上へ「四↑三↑二↑一」と順にせり上がつてくるはうが、はるかに読みやすいだらう。けれども、現在、レ点の用法が厳しく規定されてゐる以上、連続した二字「無分」を二三点で転倒させることはできない。連続した二字を返せるのはレ点のみ、と強い制約を設けた結果、福が転じて禍となつてしまつた例である。

なほ、最後の「ごときなり」は、「猶」から「也」へ、すなはち上から下へと進んでゐるため、かなりの字数を飛び越してはゐるものの、やはり何も手を下す必要はない。このやうに多数の字を隔ててゐると、ついかしななければいけないやうな不安にとらはれて、要らざる返り点を付けてしまふ学生が少なくないやうだ。あくまで原則・規定どほりに処理するやう、常に注意しておかねばならぬ。

⑤ 譽_三れを郷党朋友に要_二むる所以_一に非_レざるなり

非 所以 要 譽 於 郷 党 朋 友 也

「譽れを郷党朋友に」までは、例のごとく何も触らない。「郷党朋友」のやうな連続符号は、まったく不要である。「友」から「要」へ二点で返ることは明らかだらう。

少し引つ掛かりを覚えるのは、「要」から「所以」に返る部分だが、これも「要」から「所以」といふ語に返るのではなく、あくまで「要」から「所」に返読するのだと字を逐へば、「所」に三点を付けるのは容易だらう。

問題は「所以に非ざる」だ。三点による切断を防ぐべく、「所」で連続符号を付けるまではよい。では、「非」に返るには、どの返り点を使へばよいのだらうか。たいていの学生が次のやうにレ点で返らうとする。

* 非_レ所_三以_二要_一譽_三於_二郷党朋友_一也

しかし、これは不可だ。「所以」の二字を読み終はつたとき、どこに位置してゐるかと言へば、それは「以」字であり、「所」字ではないからだ。つまり、「以↓非」と返るのであり、「所↓非」と返すわけではないのである。もし「所↓非」ならば、連続した二字「非所」の転倒であるから、もちろんレ点でよい。けれども、「以↓非」と返る以上、連続した二字を転倒させるわけではないため、レ点では返れない。結局、左

のごとき返り点が正解となる。

非^四所^三以^二要^一譽[〃]於[〃]郷[〃]党[〃]朋[〃]友[〃]也

ここで確認しておくべきは、「所以」から「非」に返読するとき、三
四点が「所以」といふ語から「非」に返るやう指示してゐることだ。既
述のやうに、二点から三点へと進むさいは、「要」から「所」へ字単位
の考へで返すが、いざ三点が付くと、その三点は「所以」といふ語に付
けたものと見なし、さらに四点の付いた「非」へと進むのである。やは
り、連読符号で結ばれた語「所以」が中継点になるときは、語単位の考
へが例外的に顔をのぞかせるわけだ。かうした例外を嫌つて字単位の考
へを押し通し、次のやうな返り点を打つと、これまた既述のごとく、前
者は「加点逆行の規定」に、後者は「包含関係の規定」に違反すること
になる。

*非^五所^三以^四要^二譽^一於[〃]郷[〃]党[〃]朋[〃]友[〃]也

*非^下所^三以^上要^二譽^一於[〃]郷[〃]党[〃]朋[〃]友[〃]也

⑥鳥の梅樹に啼く^な声を聞く

聞^下鳥[〃]啼[〃]梅[〃]樹[〃]声^上

どうといふこともない例題で、例のやうに「鳥の梅樹に」までは何も
手を下さず、「樹」から「啼」に一二点で返り、さらにその外側で「声」
から「聞」に上下点で返ればよい。正解は左のごとし。

聞^下鳥[〃]啼[〃]梅[〃]樹[〃]声^上

ただし、こんな簡単な例題など、と踏み倒すことなかれ。なぜなら、
次のやうな返り点を付けても、正しい読みが得られるからだ。

*聞^四鳥[〃]啼[〃]梅[〃]樹[〃]声^三

もし「これでも十分に読めるではないか」と開き直られたら、どうす
るか。たしかに、読めるのである。「包含関係の規定」を持ち出して、
「一二点の外側では上下点を使ふ」と言つても、説得は難しいだらう。
上下点そのものを用ゐてゐるわけではないからだ。
すでに、次のやうな返り点が不可であることは論じておいた。

*以^三五十^二歩^一笑^四百^三歩^三

返り点の指示に従ふと、「百」字が読めなくなつてしまふからである。
ところが、この文では三四点のあひだに「百歩」の二字が挟まつてゐる
ために、「百」字を取り落とすことになつたのであり、本例題のやうに、
一二点まで読み進めた時点で、三点・四点がそれぞれ関はる「声」「聞」
以外に残された字が一つもない場合には、結果として正しい読みが得ら
れるのである。

もはや、お気づきだらう。かかる返り点を排斥するには、「加点逆行
の規定」を持ち出すしかないのである。「四二二三」は形式として不可、
正しい形式は「四三二一」だと規定しておくより仕方がない。かうした

場面に備へる意味でも、「加点逆行の規定」を設けておく必要があるわけだ。

⑦ 惟^ただ宜しく其の羈絆を急にし、其の欲する所に任すべからざるべし

惟宜急其羈絆、不可任其所欲

前半の「惟だ宜しく其の羈絆を」までは、そのまま何も手を着けない。すでに十分に御理解いただけてゐることだらう。むろん、「絆」から「急」へは、一二点で返る。

後半に入り、「欲する所」は連続した二字「所欲」の転倒であるから、レ点を付ける。「所」から「任」へは、一二点を使ふ。三四点では「加点逆行の規定」に、上下点では「包含関係の規定」に違反してしまふからである。結果として、「所欲」のあひだに一レ点が付くわけだ。「任すべからざる」は、まづ「可任」の二字を、次いで「不可」の二字を転倒させる。いづれも連続した二字であるから、レ点で返すほかはない。最後の「ざるべし」は、「不」から再読文字「宜」の再読に返す。すでに「絆」「急」に一二点が付いてをり、その外側で返るのだから、「不」に上点、「宜」に下点を掛ければよい。正解は左のとほり。

惟宜^下急^上其羈絆、不^上可^下任^上其所欲

一見、前半の上下点と後半の一二点が並列関係に陥つてゐるやうな印象だが、上下点の内部に一二点が含まれ、前半において包含関係を成し

てゐるため、これで差し支へない。

⑧ 学徳を備へし者を得て之を友とせんと欲す

欲得備学徳者友之

やたら上下に揺さぶられるやうな例題だが、あわてることなく原則・規定を適用する。「徳」から「備」へは一二点、その外側の「者」から「得」へは上下点で返る。「之を友とせんと」は、連続した二字「友之」の転倒であるから、レ点で返す。そして、すでに一二点・上下点を用いた外側で「友」から「欲」へと返るため、包含関係の規定どほり、「友」に甲点、「欲」に乙点を掛ける。結果として、「友」と「之」のあひだに甲レ点が付き、正解は次のやうになる。

欲^乙得^甲備^上学^下徳^上者^上友^下之^下

素直に原則・規定を適用すれば正解が得られる好例だらう。これまでに見た一レ点と同じく、レ点を付け、甲乙点を掛けた結果、自然に甲レ点のできあがる過程が御確認いただけることと思ふ。甲レ点といふ特殊な機能を持つ複合返り点が存在するわけではない。これは、上レ点・天レ点についても同様である。

⑨ 凡^{およ}そ人は其の可とする所に従ひて、其の不可とする所を去らざるは莫^なし

凡人莫不從其所可、去其所不可

前半は「可とする所に従ひて」から読みが始まる。「可とする所に」は、連続した二字「所可」の転倒だから、例によつてレ点で返す。「所に従ひて」は、一二点。結果として、「所」と「可」のあひだにレ点位置することとなる。

後半の「不可とする所を去らざるは莫し」は、「可↓所↓去↓不↓莫」と返る。最後の「不↓莫」は連続した二字「莫不」の転倒であるためレ点を打つが、すでに「所↓従」に用ゐた一二点の外側で「可↓所↓去↓不」と返るには四つの点が必要であり、三つしか符号のない上中下点では不足を来たす。想ひ起こしていただきたい、このやうな場合には、例外措置として、上中下点を放棄し、ただちに甲乙点を使つてよいのである。結局、「可」に甲点、「所」に乙点、「去」に丙点、「不」に丁点を付ければ、左記のやうな正解が得られることとなる。

凡人莫_レ不_レ從_レ其所_レ可、去_レ其所_レ不可_甲

⑩大王之を督過するに意有りと聞_く

聞大王有意督過之

これは学生にとつて難題中の難題であるらしく、詳しい説明を繰り返してから試験で出題しても、きはめて正答率が低い。しかし、地道に字を逐つて原則・規定を適用しさえすれば、造作もない例題だ。

「之を督過するに」は、「之」字から「督」字に返るため、「之」に一

点、「督」に二点を付ける。繰り返し解説してきたとおり、「之」から「督過」といふ語に返ると考へてはいけない。ところが、一二点を掛けただけでは、二点によつて「督過」が切断されてしまふ。そこで、切断を防止すべく、「督過」二字のあひだに連続符号を付ける。

次いで「意」に返るには、二点を添へた「督過」の語から「意」に返すと考へて、三点を「意」に付ける。既述のごとく、連続符号を付けた熟語が中継点となる場合には、例外的に語単位の考へが顔をのぞかせるからだ。むろん、字単位で考へても、「過」から「意」にもどるため、レ点で返すことはできない。

さらに「意有り」は、連続した二字「有意」を転倒させるため、レ点を打たなければいけない。「有」に四点を掛けると、三四点でレ点の機能を代替することになるので、規定違反だ。

最後に「有↓聞」と返ることになるが、すでに例題④で類例を論じたごとく、これを四五点や上下点で返すことはできない。四五点を使へば、「有」に四レ点といふ珍妙な複合返り点が付くことになる。上下点を用ゐると、返り点が「下上レ三二一」となつてしまひ、一二点と上下点が並列関係を成して、「包含関係の規定」に違反する。かくして、再び一二点を使ひ、「有」に一点、「聞」に二点を付けるわけだ。結果として「有」に一レ点が付き、そのレ点を目指して、下から一二点が連続符号をも伴つて「三↑二↑一」と逆行してくるため、例題④と同じく、すこぶる読みづらい印象だが、現行の返り点法では、これが正解とされるのである。

聞大王有意督過之

⑪未^{いま}だ嘗^{かつ}て桓^{かん}霊^{れい}に歎^{なげ}息^{いき}痛^{いた}恨^んせずんばあらざるなり

未嘗不歎息痛恨於桓霊也

これも学生にとつて難題中の難題であるやうだ。しかし、やはり今までの説明どほりに返り点を打てば、自づから正解が得られる。

「未だ嘗て桓霊に」までは、上から下へと進んでゐるため、例のどほり何も手を着けない。「桓霊に歎息痛恨せ」から、返り読みに入る。くどいやうで恐縮だが、「桓霊」といふ語から「歎息痛恨」といふ語に返るわけではない。あくまでも「霊」字から「歎」字に返るのである。したがつて、「桓霊」のごとき連続符号はまつたく無用。「霊」に一点、「歎」に二点を付ける。

「歎息痛恨」は、前掲の「加点逆行の規定」の例外たる「比^ひ肩^{かた}接^{けつ}踵^{しゆ}一時^{いち}」(一時に比肩接踵す)と同形だ。したがつて、熟語それぞれを連続符号でつなぎ、「歎息」に二点、「痛恨」に三点が付くこととなる。

そして、「痛恨せずんばあら」で、「痛恨」から「不」にもどるが、これはそのまま一二点を延長し、三点の「痛恨」から、四点を付けて「不」に返せばよい。「恨」に上点、「不」に下点を付けたりと、返り点が「下二三上二」と並んで、一二点と上下点が交錯関係に陥り、「包含関係の規定」付帯事項②に違反してしまふ。

「ずんばあらざる」は、四点を付けた「不」から、さらに再読文字「未」の再読に返すのであるから、「未」に五点を掛けるのは容易だらう。「ざるなり」は、上方の「未」の再読から下方の「也」へと進むため、少なからぬ字数を飛び越すとはいへ、とにかく上から下へと読み進める以上、例題④で解説したやうに、何も触る必要はない。結局、正解は次

のやうになる。

未嘗不^四歎^三息^一痛^一恨^一於桓^一霊^一也

かなり複雑な返り点だが、これまでの原則・規定の応用にすぎぬことは御理解いただけるだらう。

なほ、類例「比^ひ肩^{かた}接^{けつ}踵^{しゆ}一時^{いち}」(一時に比肩接踵す)のところでも述べたが、右のやうな返り点が主流といふだけで、左記のごとき返り点を打つても、決して誤りではない。

未嘗不^四歎^三息^一痛^一恨^一於桓^一霊^一也

これを認めない人もゐるだらうが、やはり既述のやうに、かうした返り点をも寛大な態度で許容し、せいぜい些少の減点にとどめるべきだと、いふのが私見である。

⑫汝^なをして妻子^{たか}を蓄^{たくは}へ飢寒^いを憂^をふるを以て心を乱さず^た錢財^をを有^たつて以て医薬^をを濟せしめん

使汝不以蓄妻子憂飢寒乱心有錢財以濟医薬

いよいよ最後の例題である。使役形「(人)をしてしむ」にさへ留意すれば、やたらに返り読みが多いだけで、特に難しいことはない。「妻子を蓄へ」は、「子」から「蓄」へ一二点で返る。「飢寒を憂ふるを以て」は、その外側で「寒↓憂↓以」と返すのだから、それぞれ順に

返り点を正しく打つために

古田島洋介

上中下点を掛ける。「心を乱さ」は、連続した二字「乱心」の転倒ゆゑ、レ点を付けるしかない。「乱さず」は「乱」から「不」へ返つてゐるが、すでに上中下点を使つた外側で返るため、「乱」に甲点、「不」に乙点が付く。結果として、「乱」の左下に甲レ点が出現する。

「錢財を有つて」は、「財」から「有」にもどる。すでに甲乙点まで用ゐるため、一瞬、天地点を掛けたくなるが、まつたく包含関係を成さぬゆゑに不可。改めて「財」に一点、「有」に二点を付けるしかない。見かけ上、上方の甲乙点と下方の一二点が並列関係に陥つてしまふかのやうだが、上方の甲乙点は内部に上中下点・一二点を包み込んでゐるので、問題は生じない。すでに例題⑦で見たのと同様の形式を持つ返り点である。

末尾の「医薬を濟せしめん」は、「薬↓濟↓使」と返すことになる。すでに甲乙点まで使ひ、さらに改めて一二点をも掛けてゐるが、それらを一気に包み込んで、外側で返るわけだ。御明察のとほり、つひに天地人点に登場してもらはねばならない。「薬」に天点、「濟」に地点、「使」に人点を付ければ、左のやうな正解が得られる。

使人汝不_レ以下蓄妻_レ子_レ憂_レ飢寒_レ乱_レ心_レ有_レ錢財_レ以_レ濟_レ醫_レ藥_レ

以上、ざつとこのやうな具合だ。多少の要領さへ習得しておけば、レ点の規定が厳格なだけに、現行の返り点は捌きやすいのである。しかも、右の例題①～⑩にはかなり複雑なものも混ざつてをり、そこまで煩雑な返り点を付ける機会は減多にない。ふつうはレ点と一二点で片が付き、せいぜい上中下点どまり、甲乙点を用ゐることはほとんどなく、天地人点に至つては、一生にわたつて不要と称しても過言ではないくらゐだ。

麻雀で言へば、ほぼ九連宝灯に似る。

ただし、自ら九連宝灯であがつた経験がなくとも、九連宝灯が如何なる役満であるかは知つておきたいところだらう。それと同じく、如何なる返り点が必要となつても、自ら付けられる自信だけは養つておきたいものだ。右のやうにくどくどしく字句で説明するから厄介に見えるにすぎず、実際にはちよいと心得ておきさへすれば十分。ここまで述べ立ててきた要領など、さしたる記憶の負担にはならないのである。要は、注意力のみだ。

六 まとめ

では、最後に、本稿で示した返り点を付けるための原則・規定の類を簡略に一括し、要点を示しておかう。読者各位が返り点を打つさいに、また何かの機会でも返り点の打ち方を教へるさいに、些少なりとも役に立つ点あらば幸ひである。

A 「無点順行の大原則」

・上から下へと読み進めてゐるあひだは、返り点を打つてはいけない。

B 「逐字逆行の原則」

・語単位ではなく、字単位で考へ、字を逐つて返り点を打つ。

C 用法

ア レ点の規定

連続した二字を転倒させる場合は、レ点を用ゐる。

*付帯事項

① 連続した二字の順序を転倒させる場合以外に、レ点を用ゐてはならない。

② 連続した二字の順序を転倒させる場合に、レ点以外の返り点を用ゐてはならない。

イ 一・二点・上中下点……の規定

連続した二字以外の順序を転倒させる場合は、一・二点・上中下点……を用ゐる。

(1) 「加點逆行の規定」(各点内部の規定)

・……↑四↑三↑二↑一

・下↑中↑上

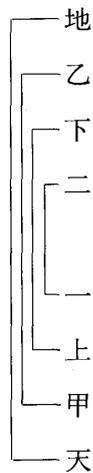
・……↑丙↑乙↑甲

・人↑地↑天

*注意事項

・二つだけ使ふとき、上中下点は上・下を、天地人点は天・地を用ゐる。

(2) 「包含關係の規定」(各点間の相互關係の規定)



*付帶事項

① 各点間の並列關係は不可。

② 各点間の交錯關係も不可。

D 例外措置

(1) 「逐字逆行の原則」の例外

・ 連続符号を付けた熟語が中継点になつて、さらに返り点で返す場合、その中継点の熟語に付けた返り点は、当該の熟語を語単

位で表はす。

(2) 「加點逆行の規定」の例外

・ 比肩接踵一時 (一時に比肩接踵す)

・ 有楚大夫於此 (此に楚の大夫有り)

(3) 「包含關係の規定」の例外

・ 一・二点の外側に四個以上の返り点を用ゐねばならず、上中下点では不足を来たす場合、一・二点の外側に、ただちに甲乙点を掛けて差し支へない。

E 諸注意

(1) 連続符号

・ 「熟語に連続符号を付ける」と強調しないこと。実体は「熟語切断防止符号」。

・ 通常、連続符号は返り点と同居する。ただし、次のやうな例外もある。

奴僕視之 (之を奴僕視す)

(2) 複合返り点

・ 次の四種のみ。これ以外の複合返り点は存在しない。

一レ点 上レ点 甲レ点 天レ点

・ たとへば、一レ点といふ特殊な機能を持つ複合返り点が存在するわけではない。レ点を付け、一点をも付けた結果、たまたまレ点と一点が同位置に存在して、一レ点となる。

(3) 再読文字

・ 初読(右側の読み)は、返り点とは無関係。

・ 再読(左側の読み)は、返り点に従つて読む。

右が、現行返り点法に則り、正しく返り点を打つための要領だ。

ただし、最後に、大いなる質問に答へておかねばなるまい。それは、かうした返り点を打つための要領は、どのやうな書物に載つてゐるのか、との質問である。いくつか耳にした記憶はあるが、右のやうに一括した形式で目にした記憶はない、と。

たしかに、これはもつともな質問で、実のところ、私も本稿のやうな内容をすべて一括して扱つた参考書は見た記憶がない。だからこそ、ここでかうして拙文を綴つたわけである。漢文関係の参考書は、返り点について記述を体系化しようとする傾向が弱く、返り点の誤用例についても、なぜ誤りなのかの説明が粗っぽい。

僭越ながら、私が懸念するのは、高校や大学の教室でも、やはり粗っぽい説明が多いのではないかといふことだ。本稿の冒頭で述べたごとく、特にここ数年、返り点の要領の習得率が顕著に低下してゐる。たとへば、いくたびとなくレ点に関する厳格な規定を説明しても、ろくに徹底せず、連続した二字を転倒させる以外の場面でも平気でレ点を打ち、また連続した二字を転倒させる場面でもレ点以外の返り点をのほほんとして打つ。少なくとも高校で、レ点の打ち方さへきちんと指導してゐないのではないかと危惧するのである。

むしろ、これは自らを棚に上げての言ではなく、おそらく私自身も怠慢組の一員たるを免れまい。その証拠に、予備校の教壇に立つてゐたころをも含め、漢文については優に二十年を越える教歴を持ちながら、今ごろ本稿のごとき拙文を綴つてゐるのである。これまでどのやうに返り点を指導してきたかと言へば、原則めかした説明、規定らしきものをちらつかせた思はせぶりの解説に終始し、誤用例についても場当たりの説明ですませ、原則や規定を体系化した解説は行つてこなかつた。「かう

いふ返り点を見たことがあります」 「返り点の習慣として、さうは打たないことになつてゐる」 など、何が根拠なのか自らも整理が行き届かぬまま、まつたく不明朗な指導ばかりしてゐたのである。

本稿の冒頭で述べたやうに、昨夏、某大学通信教育部の夏期スクーリングで教壇に立つたが、そのときはかなり体系化した説明を試みた。しかし、実際には趣旨が今一つ徹底せず、体系化された解説に基づいて多少の練習を経なければ、なかなか返り点の要領は身に着かぬものと感じた次第である。

本稿は、これまでの罪滅ぼしとともに、さうした練習の一端をも加へてみた性質のものである。体系化されてゐないならばらの要領をちびちび小出しにするやうな指導は、もはやお払ひ箱にせねばなるまい。

現今、日本の漢文教育は衰退の一途をたどつてゐる。しかし、誤解のないやう断つておくが、漢文そのものが価値を減じたわけではなく、漢文訓読が唾棄すべき方法だと判明したわけでもない。漢文訓読の指導法が余りに杜撰なのだ。私をも含め、ひとへに関係者の知的怠慢こそが根本的な原因なのである。返り点にせよ、送り仮名にせよ、すべて知識の体系化を指向しつつ指導したいものだ。何とぞ関係各位の御協力をお願いしたい。

注

(1) 「返り点をつかむ——先達が古典に対して發揮した知恵。明星大学青梅校日本文化学部共同研究論集・第五輯『古典と先達』(編集責任者)小堀桂一郎、明星大学日本文化学部、平成十四年)所収。

(2) 二疊庵主人『漢文法基礎』(増進会出版社、昭和五十二年/新訂版第三刷)昭和六十三年)は、惜しいことに、現在、絶版になつてしまつた。高校生用の漢文参考書としては程度が高すぎるかと思はれるほど高度な内容が多く、今なほ参考に値する。ちなみに、二疊庵主人の正体は、若き日の加地伸行氏であると仄聞する。

返り点を正しく打つために

古田島洋介

(3) 「有楚大夫於此」を伝統的に「此に楚の大夫有り」と訓読してゐることについて、奇異な印象を抱く向きも少なくないだらう。「楚の大夫此に有り」と訓読しきへすれば、返り点に関する煩はしきは防げるからである。しかし、漢文訓読は返り点の便宜のために行はれてゐたわけではない。本誌第五七号の拙稿で論じたやうに、その実体は一種の記憶術であつた。「有楚大夫於此」を「ここにソのタイフあり」と訓読してきたのは、「ソのタイフここにあり」と訓読して暗誦すると、原文が「楚大夫在_レ此」と再生されてしまふ危険が大きいため、それを避けたからであらう。むしろ、「ここにソのタイフあり」と訓読して記憶しても、原文が「此有_レ楚大夫」と再生されてしまふ危険はあるが、「楚大夫在此」に比べれば、「此有楚大夫」のほうがはるかに「有楚大夫於此」に近いと言へるだらう。原文が「此有……」か「有……於此」かは、視覚記憶によつて脳裡に定着させるわけである。

(4) 注(1) 所掲拙稿一一七頁。

(5) 注(1) 所掲拙稿一二二〜一二三頁。